

## シルバー人材センター等からの役務調達に関する取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、「シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合からの役務調達に関する要綱」（平成17年7月12日雇第160号。以下「要綱」という。）に関する取扱いについて規定するものとする。

### (対象役務)

第2条 対象となる役務は、シルバー人材センター等が提供する役務とし、概ね別表に掲げるものとする。なお、登録する役務数に制限を設けない。

### (登録申請)

第3条 要綱第3条に基づき登録しようとするシルバー人材センター等は、「シルバー人材センター等登録申請書」（別記第1号様式）を商工労働部労働雇用課へ提出するものとする。

### (申請書の提出)

第4条 名簿掲載を4月1日から希望する場合は同年2月15日までに、年度途中からの場合は希望する月の2カ月前までに、それぞれ申請書を提出するものとする。

### (審査結果)

第5条 要綱第3条第2項に基づいて審査した結果は、「シルバー人材センター等登録申請審査結果通知書」（別記第2号様式）によりシルバー人材センター等へ通知するものとする。

### (調達の公表手続き)

第6条 要綱第6条第1項の規定に基づいて年間における発注見通しを公表する場合は、前年度の調達結果を当該年度の年間における発注見通しに代えるものとする。  
2 要綱第6条第2項の規定に基づいて契約の締結状況を公表する場合は、「契約締結状況一覧表」（別記第3号様式）により行うものとする。

### 附 則

この要領は、平成17年7月12日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成17年10月15日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成26年3月26日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成30年6月8日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和5年1月10日から施行する。

別表

対 象 役 務
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 駐車(輪)場等の管理</li><li>・ 建物、公園等の清掃</li><li>・ 筆耕</li><li>・ 発送等</li><li>・ 建物・建具の修繕等</li><li>・ 除草・草刈等</li><li>・ 剪定・間伐・雪吊り等</li><li>・ 会議・イベント補助</li><li>・ 施設管理</li><li>・ 事務一般</li><li>・ その他</li></ul>

## シルバー人材センター等登録申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地

法人名

代表者名

シルバー人材センター等からの役務調達に関する取扱要領第3条に基づき、次のとおり申請します。

① 担当者	(ア)法人名	
	(イ)郵便番号・所在地	〒 -
	(ウ)職・氏名	
	(エ)TEL・FAX	TEL( ) - ・FAX( ) -
② 法人概要	(オ)会員数	
	(カ)法人設立年月日	
③ 登録役務	・役務名（複数可）          	

<添付資料>

- ・登録役務概要（パンフレット・写真等）

# シルバー人材センター等登録申請審査結果通知書

年 月 日

登録法人代表者 様

岐阜県知事

シルバー人材センター等からの役務調達に関する取扱要領第5条に基づき、次のとおり審査結果を通知します。

登録結果	・登録します 登録できない理由 ・登録できません	
登録法人名等	法人名	
	代表者氏名	
	所在地	
登録役務	・役務名	
登録期間	年 月 日 ~ 年 月 日	

年度 契約締結状況一覧表

No	契約(調達)の相手方	物品又は役務の名称	契約(調達)の相手方とした理由	金額(円)	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

※ 表の各欄の記号は次のことを表示しています。

- ・契約(調達)の相手方とした理由: 契約(調達)の相手方別に従い、以下のとおり表示されています。  
「第3号該当」(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)  
…シルバー人材センター等(役務)

年度(上半期・下半期)ハート購入物品等記録表・シルバー人材センター等調達役務記録表

	調達物品購入総額 (A)	左のうちハート購入等額 (B)	ハート購入等率 (B/A)
金額	0 円	0 円	#DIV/0! %

(所属名) \_\_\_\_\_

No	調達日	契約(調達)の相手方	物品又は役務の名称	購入等 種別	選定 区分	契約(調達)の相手 方とした理由	数量	金額(円)	障害者雇用努力企業等、 シルバー人材センター等 を選定しなかった理由	備考
1	月 日									
2	月 日									
3	月 日									
4	月 日									
5	月 日									
6	月 日									
7	月 日									
8	月 日									
9	月 日									
10	月 日									
11	月 日									
12	月 日									
13	月 日									
14	月 日									
15	月 日									
16	月 日									
17	月 日									
18	月 日									
19	月 日									
20	月 日									

※ 1 通し番号21番以降は、適宜行の追加を行って対応してください。

※ 2 記録表の各欄は次によりリストから選択及び記入すること。

・購入等種別：契約(調達)の相手方の別に従い、以下のとおりリストから選択すること

- 1 障害福祉サービス事業所等の場合
- 2 障害者雇用努力企業の場合
- 3 シルバー人材センター等の場合
- 4 母子福祉団体の場合
- 5 在宅就業支援団体の場合

・選定区分：選定した場合は1を、選定しなかった場合は2をリストから選択すること。

- 1 選定した
- 2 選定しなかった

・契約(調達)の相手方とした理由：契約(調達)の相手方別に従い、以下のとおりリストから選択すること

- 1 「第1号該当」(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当) 障害者雇用努力企業、在宅就業支援団体
- 2 「第2号該当」(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 障害福祉サービス事業所等のうち岐阜県社会福祉協議会(岐阜県セルフ支援センター)(物品、役務)、母子福祉団体(物品)
- 3 「第3号該当」(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当) 障害福祉サービス事業所等(物品、役務)、シルバー人材センター等(役務)、母子福祉団体(役務)

・選定しなかった理由：選定しなかった(選定区分「2」)場合は、必ず記入すること。

※ 3 記録表は障害福祉課及び労働雇用課にRENTAIで報告してください。(報告期限 上半期分 10/15、下半期分 4/30)